

こ成総第88号
こ支総第86号
令和6年9月9日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長
児童相談所設置市市長

こども家庭庁長官
(公印省略)

令和6年度（令和5年度からの繰越分）保育所等における性被害防止対策に係る
設備等支援事業費補助金の国庫補助について

標記補助金の交付については、別紙「令和6年度（令和5年度からの繰越分）保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援補助金交付要綱」により行うこととし、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

令和6年度（令和5年度からの繰越分）保育所等における性被害防止対策に係る 設備等支援事業費補助金交付要綱

（通則）

- 1 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び子ども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、すべての子ども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
 - ア 令和6年1月25日こ成総第3号・こ支総第8号子ども家庭庁成育局長、支援局長連名通知の別紙「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が行う事業
 - イ 令和6年1月25日こ成総第3号・こ支総第8号子ども家庭庁成育局長、支援局長連名通知の別紙「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱」に基づき、都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県等が補助する事業

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された施設（事業所）ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）直接補助事業

- ア 施設（事業所）ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付

額とする。

(2) 間接補助事業

ア 施設（事業所）ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県等が補助した額を比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式2により速やかにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (8) この補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 都道府県等は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。
- (10) 都道府県等が間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。
- (1) から(8)までに掲げる条件。
- ただし、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)及び(8)から中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」(市町村の場合は「市町村長」と)、(4)、(7)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(4)の規定中「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。
- (11) (10)により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (12) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市町村の長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。
- (2) 道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認めるときは、これを取りまとめ別紙様式4に添えて、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。
- (3) 東京都知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式4に添えて、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 こども家庭庁長官は、7による交付申請書又は8による変更交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式5又は別紙様式6により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式7による事業実績報告書に係る書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

(2) 道府県知事は、(1)の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ、別紙様式8に添えて令和7年4月10日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(3) 東京都知事は、(1)の事業実績報告書を受理したときは、これを取りまとめ、別紙様式8に添えて令和7年4月10日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対して、別紙様式9により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめ子ども家庭庁長官の承認を受けてその定めによるものとする。

(別表)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助事業	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業	1 施設（事業所）当たり 100,000 円 ※放課後児童健全育成事業については、 1 支援の単位当たりとする。	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費	1 / 2
間接補助事業	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業	1 施設（事業所）当たり 100,000 円 ※放課後児童健全育成事業については、 1 支援の単位当たりとする。	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金及び交付金	2 / 3